年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1.	今回	0	あっ	サん	二等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

国民年金関係 10件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 10件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から49年3月まで

昭和41年に夫が会社を退職したと同じころに、市役所の人が何度も訪れ、 国民年金に加入するように勧奨されたので、夫と共に国民年金に加入し、夫 が定期的に私の分と一緒に保険料を集金人に納付してきた。

平成 18 年ごろに社会保険事務所で年金相談した際に上記期間の未納が分かった。10 年4月に家が火事になり、当時の証拠となるものは何も残っていないが、一緒に保険料を納付してきたはずの夫の国民年金保険料は納付済みになっているのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年9月ごろ払い出されていることが確認できることから、申立期間のうち、41年10月から47年6月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である上、申立人は当該期間当時に国民年金手帳を所持していたとする記憶も無く、41年ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金の加入手続を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人及びその夫が、当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

一方、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの期間について、申立人は、さかのぼって保険料を納付したとする記憶は無いとしているものの、申立人の居住地を管轄する市役所が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の保険料納付記録には保険料を過年度納付したことが申立期間以降に数度確認でき、夫婦が同一年月日に納付していることも確認できる

ことから、夫婦一緒に納付してきたとする申立人の夫の納付意識の高さがうかがえ、申立人の夫が申立人に係る国民年金の加入手続を行った際に 47 年 7 月から 49 年 3 月までの申立人の国民年金保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年3月まで

私の夫は、会社を退職してA市に転居後、昭和46年9月に国民年金の加入手続をした。それ以降、私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付してきた。

夫は、国民年金に加入した翌月の昭和46年10月には店を開店した。月々の収入は安定していたので、国民年金保険料に限らず、税金や国民健康保険料も滞納すること無く納めてきており、夫婦共に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間については、社会保険庁の記録により、申立人の夫の当該期間に係る国民年金保険料は51年3月31日に過年度納付されている上、その直後の昭和49年度の保険料は、申立人とその夫のいずれも51年12月2日に過年度納付されていることが確認できる。このため、当該期間に係る申立人の保険料についても、夫の納付日である同年3月31日に一緒に過年度納付されていたものと考えられる。
- 2 一方、申立期間のうち、昭和46年9月から48年3月までの期間については、社会保険庁の記録により、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、当該期間の国民年金保険料を妻が納付書により納付していたと主張しているが、A市によると、納付書による納付が開始されたのは昭和47年4月からであり、申立期間の始期である46年9月当時は、集金人による印紙検認方式が一般的であったとしており、申立人の主張と一致しな

い。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付してい たものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年3月まで

私は、昭和50年8月に会社を退職したので、寮があったA市に転居した。 その後、いつからかは覚えていないがB社に就職した際、採用面接で、当社 は厚生年金保険に加入していないので国民年金に加入するようにと説明を 受けたので、加入することにした。

当時、住民票は実家のあるC市のままであったので、国民年金の加入手続をどこで行ったらいいのか分からず、電話でいくつか問い合わせた。おそらくC市役所に電話した際に加入手続を行ったのだと思う。その時、会社を退職して以降の国民年金保険料に係る納付書の送付を依頼したと思う。納付書が送られてきたので、B社に出入りしていた銀行員に、2万円強の保険料を渡して納付してもらい、後日領収書ももらった。納付書の様式は、横長で枠の部分に色がついていたと記憶している。

平成9年に基礎年金番号の通知が届いた際、当時居住していたD市の市役所支所の職員に、記録を統合したので領収書は破棄してもかまわないと言われたので、申立期間に係る保険料の領収書は捨ててしまった。

年金記録問題を契機に、私自身、A市役所、社会保険事務所、B社や金融機関などを調べて回ったが、古い記録が残っていなかったので、第三者委員会に申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月に厚生年金保険被保険者資格を喪失して以降の国 民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無い上、保 険料を前納している期間もあることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和52年8月から10月ごろ

に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。申立人は、その際に 50 年 8 月の退職以降の未納であった国民年金保険料に係る納付書の送付を依頼し、送付してもらったとしており、この時点においては、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である上、当時の過年度保険料の納付書の様式や保険料額についての申立人の記憶は申立期間の取扱いとおおむね一致している。

さらに、社会保険庁の記録を見ると、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料について過年度納付していた実績は無いことが確認できるため、申立人が申立期間以外の保険料の納付と誤認しているとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

夫は昭和39年ごろに国民年金に加入したが、加入後に集金人から、「ご主人の未納となっている保険料もさかのぼって最初から納付することができる。」と言われたので、集金人に36年4月から39年3月までの保険料として4,000円ほど支払い、領収書を受け取った。

火事のため当時の領収書や国民年金手帳などはすべて失ってしまったので、証明するものは無くなってしまったが、保険料は間違い無くさかのぼって納めたので、未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 61 年 9 月に死亡するまでの国民年金加入期間については、申立期間を除きすべて国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人の妻の国民年金加入期間については、申立期間を含めすべて国民年金保険料が納付済みであることが確認でき、申立人及びその妻は国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月に払い出されていることが確認でき、申立人と同じ同年11月前後に手帳記号番号が払い出されている他の被保険者の記録を見ると、37年4月以降の保険料を過年度納付している者が確認できる上、A市によると、申立期間当時は現年度を除く2年間分の保険料が過年度納付できていた可能性があるとしている。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする保険料額は、申立期間のうち、過年度納付が可能であったと推認される昭和37年4月から39年3月までの保険料の合計額とおおむね一致している上、申立期間の保険料をさかのぼって納付するための経済状況にも問題が無かったことが推認されることから、申立人の妻が、申立期間のうち、納付が可能であった37年4月から39年3月までの国民年金保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までについては、A市の取扱いにおいても、時効により納付書が発行されず、国民年金保険料を納付することができなかった期間であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年7月まで

私の夫は、昭和50年9月に会社員を辞め、A市で自営業を始めた際、国 民年金に加入した。

昭和52年12月にB市に戻り、C社の下請けとして、自営業を再開した。 そのころは国民年金に加入していなかったが、「国民年金は25年加入しないと、将来年金が受け取れない。」という話を聞き、自分の年齢であれば加入しないといけないと考え、慌ててB市役所で加入手続を行った。保険料は、夫婦分を一緒に、私が金融機関で納付していた。

私が60歳になったころ、夫婦でB市役所に年金受給の相談に行ったところ、私に未納期間があることが分かった。未納期間の直前の7か月間の保険料は納付済みとなっており、その後の4か月だけ未納にしているとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年1月に払い出されており、国民年金保険料の納付は50年9月分から始まっていることが確認できる。申立人は、同年9月以降、申立期間(4か月)を除き60歳まで国民年金保険料の未納が無い上、平成4年2月以降は付加保険料も納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人の夫も、国民年金保険料の納付を開始した昭和50年9月以降60歳まで未納が無く(平成4年2月以降は付加保険料も納付)、申立期間の保険料についても納付済みである。

さらに、B市が保管する申立人に係る国民年金関係届を見ると、申立期間を含む昭和50年9月から52年3月までの過年度保険料の納付書が交付済みであ

る旨の記載があり、申立人は、申立期間の納付書を所持していたと考えられる。また、申立期間の前後の納付記録を見ると、申立期間の直前の昭和50年9月から51年3月までの国民年金保険料は52年5月及び同年6月に、申立期間の直後の51年8月から52年3月までの同保険料は同年8月にそれぞれ過年度納付していることが確認できる。このように、申立人は、同年5月から同年8月にかけて過年度納付を複数回行っており、この当時、経済的な問題は無かったとみられることから、申立期間の保険料についても、所持していた納付書により、このころに過年度納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から43年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であ る。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から43年3月まで

私は、62 歳になった平成 17 年に、A市にある年金相談センターに年金相談に行ったところ、昭和 38 年 11 月から 43 年 3 月までの期間の保険料が未納であると回答をもらった。

しかし、私は、昭和44年4月に結婚し、結婚に関する手続をするために B市役所に行った時に国民年金の加入手続を行い、その時B市役所の職員か ら過去の約5年分の保険料もすべてさかのぼって納付できると言われ、その 後44年中に妻の保険料も含めて過去の保険料をすべてさかのぼって納付し たにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和44年に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無いことから、国民年金に加入した以降の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和44年4月に国民年金の加入手続を行い、44年中にB市役所の職員から、「今なら国民年金保険料を資格取得時にさかのぼって納付できる。」と聞いた上で申立期間の保険料をまとめて納付したとしているところ、同年11月に発行された同市の広報紙には、国民年金保険料を45年6月までの間は、当時の保険料で36年4月分から納付でき、45年7月以降はさかのぼって納付した場合、450円になる旨記載されており、過去の未納分をすべてさかのぼって納付したとする申立人の主張と一致する上、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は同時期に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人と同じく、昭和44年度にB市で国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者のうち、特例納付である表記もなく36年4月までさかのぼって保険料を納付している記録が社会保険庁の国民年金被保険者台帳において確認できることから、申立人が時効により納付できない期間も含めて申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで

② 昭和45年2月及び同年3月

私たち夫婦は、田舎にいる時に国民年金に加入した。その後、夫の仕事の関係で住所を転々としたが、国民年金保険料は、夫婦で一緒に納付してきた。私は、申立期間の前後の期間についての記憶は定かではないが、夫が退職した昭和41年11月以降は、夫が私の国民年金保険料を納付してくれていたのに、未納となっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、それぞれの申立期間の前後は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする夫の国民年金加入期間の保険料もすべて納付済みであることから、夫婦共に納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間①については、社会保険庁が管理する記録において、当該期間の直前の昭和39年4月から41年3月までの期間に係る申立人の記録が「未納」から「納付済み」に訂正されていることが確認できる上、申立人の夫が、申立期間に係る同年12月から42年3月までの自分の国民年金保険料を過年度納付していながら、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を未納としておくことは不自然である。

さらに、申立期間②については、社会保険庁が管理する申立人の夫の納付記録において、申立期間②と同じ期間(2か月)が「未納」から「納付済み」に訂正されていることが確認できることから、行政側の納付記録の管理に不備があったことがうかがえ、夫婦共に納付していたとする申立人の夫が、申立期間②の国民年金保険料も納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から同年4月まで

② 昭和47年10月から53年3月まで

③ 昭和58年10月から同年12月まで

私は市役所の案内で国民年金の加入手続を行い、自宅に送られてきた納付書により郵便局や銀行にて保険料をずっと自分で納付してきた。それにもかかわらず、年金特別便によると未納となっている期間があり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録によれば、前後の期間(昭和53年11月から58年9月までの期間及び59年1月から平成18年12月までの期間の合計334か月間)は、定額保険料に加えて付加保険料も含めすべて納付していることが確認できる上、3か月と短期間であることから、納付書により定額保険料に加えて付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年10月25日に払い出されていることが確認でき、申立期間①及び申立期間②の一部は時効により国民年金保険料が納付できなかった期間である上、申立人は当該申立期間当時の国民年金手帳を所持していたとする記憶も無いなど、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情もみられない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月並びに平成元年11月及び同年12月の 国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月及び同年3月

② 平成元年 11 月及び同年 12 月

私は、夫が昭和52年1月に会社を退職してA市からB市に転居後、自営業を始めた時に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を一緒に納めてきた。

また、平成元年4月に夫が会社を法人化して厚生年金保険に加入することになった時も、その手続を顧問の社会保険労務士に依頼し、国民年金保険料に納付漏れが無いように細心の注意を払ってきた。

それにもかかわらず、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間(4か月)を除き、国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月15日に夫婦連番で払い出されており、国民年金保険料の納付日が把握できる範囲内でみると、納付日がすべて夫婦同一日となっていることが確認できるため、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張の信ぴょう性は高く、かつ、夫は当該期間の保険料を納付している。

さらに、申立期間①については、国民年金手帳記号番号の払出日からみて、 当該期間に係る保険料は過年度納付が可能であり、また、B市役所によると、 当時は、同市役所においても過年度保険料の納付を受け付けていたとしており、 納付意識の高い申立人は、国民年金の加入手続時に、同市役所において当該期 間の過年度保険料を納付していたものと考えられる。 加えて、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、平成2年6月 11日に当該期間に係る過年度納付書が発行されている上、申立人の夫の当該 期間に係る保険料が過年度納付されていることが確認できるため、申立人は、 当該期間に係る自身の保険料も過年度納付していたものと考えるのが自然で ある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から56年1月まで

② 昭和63年4月から平成元年3月まで

年金は老後のために必ず掛けておくようにと親から言われ、昭和 45 年 2 月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、手続をこまめに行ってきた。生活は苦しかったが食事代や衣服代よりも国民年金保険料を優先させて、もれなく納付してきた。納付書が届いている限り納付しているはずで、年金記録に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和55年11月については、申立人に係る社会保険庁の記録によると、一旦納付された同月の国民年金保険料が56年3月に還付されていることが確認できるが、同記録によると、申立人は55年11月の月初において国民年金被保険者であり、同月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得後、同月30日に同資格を喪失し、同日に再度国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、同月については、月末の被保険者資格の種別が国民年金被保険者であることから、本来は、国民年金被保険者となるべき期間である上、同月について一旦保険料が納付されたことも確認できることから、国民年金保険料納付済期間とすべきであると考えられる。

一方、申立期間①のうちの昭和55年12月及び56年1月並びに申立期間②について、申立人は、納付書が届いた場合は、国民年金保険料を必ず納付していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録及びB市における国民年金の記録によれば、平成12年4月に当該期間が未納期間と入力されており、それ以前は未加入期間として取り扱われていたことから、その当時納付書が発行さ

れていたとは考え難い。

また、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和29年11月30日)及び資格取得日(30年5月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月30日から30年5月1日まで 私は、A社の事業主に誘われ、昭和23年12月から44年5月までの間、 継続してA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚 生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和28年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年11月30日に資格を喪失後、30年5月1日に再度資格を取得しており、29年11月から30年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業主の妻(申立期間当時の申立人の上司)によると、「申立人は、事業主である夫が誘って正社員として働いてもらっており、申立期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料についても継続して控除していた。」と証言しており、元同僚も同様の供述をしているところ、当該元同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所

の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人はA社における継続勤務者であり、厚生年金保険料を納付していたものと思料するとしているが、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び再度の資格取得届を行っていないにもかかわらず、社会保険事務所が申立人に係る資格得喪の処理を行ったとは考え難いことから、事業主が資格喪失日を昭和29年11月30日、再度の資格取得日を30年5月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年11月から30年4月までの分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、48年12月の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月30日から49年1月1日まで 昭和48年12月末でA社を退職しましたが、退職日が12月29日になって いて、同年12月が厚生年金保険被保険者期間に入っていません。同年12 月末退職が分かる資料もあり、会社も12月末退職を認めていますので、年 金記録を訂正してください。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する職員カード及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書(事業主控)並びに昭和48年退職所得の源泉徴収票・特別徴収票により、申立人は、A社に同年12月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「当時の資料は無いものの、勤務実態に沿って保険料控除 も正しく行っていたと思われる。」旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否 かについては、事業主は、確認できる範囲では、資格取得・喪失手続等は正し く処理しているものの、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録及びA社C工場における資格取得日に係る記録を、いずれも昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から同年8月8日まで昭和37年4月にA社に入社し、同社B工場で3か月間実習を行った後、同年7月1日に同社C工場配属になり、50年3月まで同工場で勤務したにもかかわらず、37年7月1日から同年8月8日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。継続して勤務していることは間違い無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和37年4月1日からA社に継続して勤務し(同年7月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場に係る昭和37年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得年月日の記載を誤ったことを事業主が認めていることから、事業主が誤って昭和37年8月8日を資格取得日として届け出た結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を事業主に対して行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月15日から同年11月1日まで 私は、昭和23年4月1日にA社に就職し、63年1月31日に定年退職するまで同社に継続在籍し、保険料も給与から毎月控除されており、この間離職したことは無い。24年10月15日付けで同社C支店から同社B支店へ転勤したところ、同支店の資格取得日が同年11月1日となっており、1か月欠落している。1か月の空白期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録(申立人の勤務経歴が記載されたもの)及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和 24年 10月 15日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和24年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社から提出のあった資格取得届の控えにより、事業主が資格取得日を昭和24年11月1日と届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和33年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月10日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和23年5月1日にA社の臨時職員として採用され、同年9月1日に正社員となって以降、平成4年3月31日に定年退職するまでの間、途中、B社と合併したものの、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の在籍期間証明書、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人の所持する身上履歴申告表(本人控用)により、申立人は、昭和23年9月1日から平成4年3月31日までA社(33年11月1日付けでB社と合併)において継続して勤務し(同年2月10日に同社C工場から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社D支店における昭和33年4月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険庁に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月15日から48年5月1日まで厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年11月15日、資格喪失日に係る記録を48年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月6日から48年5月1日まで 私は、昭和47年11月6日から48年4月30日までの間、A社において勤 務していたが、社会保険庁の記録によると、すべての期間の厚生年金保険被 保険者期間が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び同じく公共職業安定所が申立人に対して発行した出稼労働者手帳を見ると、申立人が昭和47年11月6日から48年4月30日までの間、A社において勤務していたことが確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、事業主が申立人を含む34人の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和47年11月15日として社会保険事務所に届け、同年12月1日付けで受理していることが確認できる。

しかしながら、当該34人に係る社会保険庁の記録を見ると、12人についてはA社における厚生年金保険被保険者期間が確認できるものの、申立人を含む22人の被保険者記録が確認できない。

これらのことについて社会保険事務局は、当時の資料が無く詳細は不明としている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和47年11月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日については、 申立人が所持する出稼労働者手帳及び公共職業安定所の雇用保険被保険者資格記録において、申立人の同社における離職日が昭和48年4月30日であることを踏まえると、同年5月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

兵庫厚生年金 事案 674

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 46 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立人の同社における資格取得日に係る記録を 42 年 2 月 2 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年2月から同年10月までを6万円、同年11月から46年1月までを10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月2日から同年2月13日まで

② 昭和44年2月1日から46年2月1日まで

私は、昭和42年2月2日から46年1月31日までの間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間は42年2月13日から44年2月1日までとなっている。事業主から提供された在籍証明書、被保険者名簿及び被保険者報酬月額決定通知書により、給与から保険料が控除されていたことは明らかであるので、その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び複数の元同僚の供述から、申立人が昭和42年2月2日から46年1月31日まで継続して同社に勤務していたことが確認できる。また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人がA社において昭和44年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨が記載され、健康保険の標準報酬月額に係る「44年10月1日、月額10万4,000円」及び「44年11月1日、月額10万4,000円」の記載が消去されていることが確認できる。

しかしながら、A社が保管する被保険者名簿では、申立人の健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日が46年2月1日と記載されている上、同社

保管の42年から45年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書には、社会保険事務所の確認(決定)印があることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格に関する届出を、申立人が主張する46年2月1日に資格を喪失したとして社会保険事務所に行ったことが認められる。また、申立人の資格取得日は昭和42年2月2日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書から、昭和44年2月から同年10月までを6万円、同年11月から46年1月までを10万円とすることが必要である。

兵庫厚生年金 事案 675

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、43年10月から同年12月までは5万2,000円、44年1月から同年4月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から44年5月1日まで

私は、昭和43年10月21日に、それまで勤めていたB社からA社に移籍したが、同社における厚生年金保険への加入日は44年5月1日となっており、7か月間の空白があることに納得できないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。その当時の給与明細書を提出します。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険 者資格取得日は昭和44年5月1日となっているが、申立人から提出された同 社在職時の43年10月から44年7月までの給料支払明細書をみると、各月と も厚生年金保険料、健康保険料及び失業保険料を控除された記載があり、申立 人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた ことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、昭和 43 年 10 月から同年 12 月までを 5 万 2,000 円、44 年 1 月から同年 4 月までを 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和44年5月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の元同僚の供述から、43年10月の会社発足当時から、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が事業主の死去により、平成4年5月31日解散となっていることから、納付を確認できる関連資料が現存せず不明であるが、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から48年4月まで

私は、高校を卒業してから 25 歳で結婚するまで、両親が自宅で経営する 商店を手伝っていた。国民年金や国民健康保険の手続は両親がしており、私 自身は、国民健康保険については病院に行く時にかかわるが、国民年金につ いてかかわる機会は無かった。しかし、私は、両親が昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで、自分たち夫婦の国民年金保険料を納付し続けていたと言うの を聞いている。そうすると、私が 20 歳から 25 歳で結婚するまでの期間は、 父母が自分たちの保険料を納めていたのだから、私の分の保険料も納めてい たことになるはずだ。

また、私が店番をしていた時に来た集金人に、両親の二人分だけではなく、 数人分の保険料を支払っていた記憶はある。

両親共に既に亡くなり、当時の書類も残っておらず、証明するものをそろえることはできないが、両親が自分たちの保険料だけ納めて、娘の保険料を納めていないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳のいずれの記録においても、申立人は、昭和51年4月9日に国民年金の任意加入の被保険者資格を取得していることが確認できる。このため、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、申立期間の始期である昭和43年2月ごろに、国民年金被保険者資格を取得していなければならないが、そのころに国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間内の一時期に申立人及びその両親と同居していた申立人の姉

と兄についても、申立期間と重複する期間の国民年金保険料は納付されておらず、申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたものとは推認し難い。

さらに、申立人の両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無い上、申立人の両親は既に亡くなっており国民年金保険料の納付状況を聴取することができず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から48年3月まで

私は、会社を退職してA市に転居し、昭和46年9月に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を納付書で納付してきた。

国民年金に加入した翌月の昭和46年10月には店を開店した。月々の収入は安定していたので、国民年金保険料に限らず、税金や国民健康保険料も滞納すること無く納めてきており、夫婦共に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和46年9月に転居先のA市で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は51年4月19日に払い出されていること、及び申立人の国民年金保険料は、同年3月31日に初めて、申立期間直後の48年4月から49年3月までの期間について納付されていることが確認できる。また、46年9月ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立人は、51年3月に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を妻が納付書により納付していたと主張しているが、A市によると、納付書による納付が開始されたのは昭和47年4月からであり、申立期間の始期である46年9月当時は、集金人による印紙検認方式が一般的であったとしており、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

兵庫国民年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年1月まで

知人から、厚生年金保険から国民年金に継続できるということを教えてもらい、昭和49年から50年ごろに、申立期間の国民年金保険料を金額ははっきり覚えていないが、主人の6月と12月のボーナスが入った際に2回に分けて町役場で保険料を納付して領収書をもらったのに、未納扱いとなっている。このことは、主人の会社の転勤の関係で引っ越して来た時に分かり、何度か調査をお願いしたが、何も分からないとのことであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年から50年ごろに、町役場で国民年金に加入したとしているところ、申立人が保管しているA町が発行した国民年金保険料納付状況証明書及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和50年2月4日に国民年金に任意加入していることが確認でき、これは、申立人の記憶とほぼ一致する。

しかしながら、申立人は、申立期間における国民年金保険料について、期間をさかのぼって何回かにまとめて納付したとしているが、申立人のような任意加入の被保険者は、制度上、国民年金に加入した日からさかのぼって保険料を納付することはできないため、申立期間における納付書が申立人に対して発行され、保険料の納付が行えたとは推認し難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

兵庫国民年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年12月まで

国民年金制度が始まる前に、役場の女性が自宅に来て、20年掛けたら毎月5,000円もらえるという説明を受けたので、国民年金に加入することを決めた。

また、国民年金保険料を毎月自宅に来た集金人に、昭和 42 年 12 月に転居 するまで支払っていたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年11月2日に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記の払出記号番号以外に、昭和36年3月14日に申立人のものと考えられる任意加入被保険者の国民年金手帳記号番号の払出しが確認できるが、仮に、これが申立人に係る同手帳記号番号であったとしても、当該記号番号による国民年金保険料の納付が無いまま、38年4月2日に資格喪失している記録となっており、当該国民年金手帳記号番号によっても国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が所持する申立期間すべてに係る家計簿には、国民年金保険料と特定できる支出がうかがえず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書等)も無い。

加えて、申立人は、国民年金制度が始まる前に、国民年金保険料を20年掛けて将来の国民年金受給額が毎月5,000円になると説明を受けたとしている

が、申立人が60歳に到達するまでの19年5か月間の保険料を納付した場合に、 昭和36年当時の試算によれば、年金受給月額は約1,500円であり、申立内容 と相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

兵庫国民年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年12月まで

国民年金への加入については、市の広報誌を見て、40歳の誕生日が過ぎたころ、市役所で、400円の付加保険料納付の申し込みと同時に、任意加入の手続を行ったことをはっきり覚えている。年金記録では、41歳を過ぎて加入したとされているが、誤りであり、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、40 歳の誕生日が過ぎたころ、市役所で、付加保険料納付の申し込みと同時に任意加入の手続を行ったとし、それ以外に加入手続を行った記憶は無いと主張しているが、社会保険事務所に保管されている国民年金被保険者原票によれば、申立人は、昭和57年1月12日に任意加入被保険者として国民年金に新規加入し、同月から付加保険料の納付の届出をした旨記録されている上、同市が保管する収滞納一覧表においても、申立人は、同日に任意加入被保険者として資格取得した旨記録されている。

また、申立人によれば、申立人が所持している年金手帳の資格取得年月日欄においても昭和57年1月12日と記載されているとしており、このころに任意加入手続が行われたものと考えられ、申立人が加入手続を行ったとする時期に、別途、加入手続が行われたことをうかがわせる事情はみられない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から47年3月21日まで 私は、昭和43年8月から50年8月末までA社で働いていたが、47年3 月以降の厚生年金保険被保険者期間しか無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社の出店状況等を具体的に記憶しており、 元従業員及び当時の役員の家族の証言から、申立人が申立期間に同社において 勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立期間のうち、昭和 43 年 8 月から 45 年 6 月 30 日までの期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間であったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の新規適用を受けた際に、社会保険事務所において最初に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が45番目の被保険者として昭和47年3月21日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、それ以前に被保険者資格の取得は確認できず、健康保険番号に欠番が無い等、当該名簿に不自然な点は見当たらない。

さらに、公共職業安定所の雇用保険被保険者資格記録を見ると、申立人の被保険者期間が昭和47年3月22日から50年10月30日まであることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致する。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から59年10月31日まで 私は申立期間である昭和53年5月1日から59年10月31日までA社で仕 事に従事した。勤務は1日10時間で日祝日は休日であった。同僚の名前も 記憶しており、同社で厚生年金保険に加入していたことは間違い無いので調 査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び複数の元同僚等の証言から、申立人が申立期間において、A社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、複数の元同僚からは、申立人が申立期間にA社において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、同社は既に廃業しており、当時の元事業主も関係資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況も覚えていないことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、同原票の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、申 立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月11日から58年3月15日まで

② 昭和58年6月1日から60年1月7日まで

A社に昭和56年9月1日に入社し、3か月の研修期間の後、正社員になった。58年3月15日ごろ、給料の未払いがあり、退社したが、それまでは給料から厚生年金保険料が引かれていた。平成3年12月ごろ、年金加入記録が18年以上あったので、住宅購入に際し融資を受けることができた。年金記録が間違っていると思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同喪失日の記録は、雇用保険の記録と一致しており、ほかに、 当該期間に申立人が同社に勤務していたことを推認できる関連資料及び周 辺事情は見当たらない。

また、申立人は、A社のB市にあった本社ではなく、C市にあった同社D 支店に勤務していたと主張しているが、D支店に勤務していた元同僚の名前を覚えていないため、元同僚の証言を得ることができない上、本社に勤務していた元社員の中には、申立人のことを覚えているとする証言は得られたものの、申立人が申立期間に同社の社員であったかどうかについての証言までは得ることができない。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するE社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、同社の現在の事業主は、「アルバイトや協力してもらう職人など、いろいろな雇用形態があり、社員でない人については、厚生年金保険の加入手続はしていない。」と証言している。

また、申立人が、E社勤務期間当時の部下であったとする元同僚3人の同社における厚生年金保険被保険者期間が異なっている上、そのうち、申立期間に同社において被保険者期間が確認できる者は一人のみであるなど、申立人が同社に勤務していたとする期間を特定することができない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から32年3月1日まで 私は、昭和23年8月23日から32年2月28日までの間、A社において 勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社における厚生年金保険 の脱退手当金を受給したこととされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年5月9日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年5月9日に支給決定されているが、 当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が 無ければ年金は受給できなかったことから、申立てに係る事業所を退職後、厚 生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さ はうかがえない上、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほ かに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から41年10月1日まで

私は、社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和36年3月1日から41年10月1日までの厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとの理由で削除されていることが分かった。

私は、退職後会社には一度も行ったことが無く、会社からの連絡も一切無い。また、退職時に会社から脱退手当金制度に関する説明を受けた記憶は無く、脱退手当金を受け取れることなど全く知らなかった。身に覚えの無いことなので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社の被保険者原票から、昭和36年3月から37年3月までに厚生年金保険被保険者資格を取得した女性36人について脱退手当金の支給状況を調査したところ、26人に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人とほぼ同時期にA社に勤務していた元同僚3人は、「会社で請求手続をしてもらい受給した。」と証言している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保 険資格喪失日から約2か月後の昭和41年11月22日に支給決定されているな ど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月31日まで 昭和17年1月から、A社内の工場に勤務した。20年8月、終戦により退職した。脱退手当金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている被保険者のうち、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録がある14人(申立人を含む。)について調査したところ、脱退手当金の支給決定日が同一日(昭和21年12月12日に9人(申立人を含む。)、同年12月31日に1人)である事例が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、当時の脱退手当金の支給要件の一つが「厚生年金保険被保険者資格喪失後1年を経過」であったところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和21年12月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立期間の脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月1日から34年1月28日まで

② 昭和34年4月1日から38年10月1日まで

私は、昭和 30 年 1 月 1 日から 34 年 1 月 27 日までの間は、A社において、 34 年 4 月 1 日から 38 年 9 月 30 日までの間は、B社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると、両社における脱退手当金を受給したとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のB社に係る厚生年金保険被保険者記録において、申立人同様、昭和34年4月に資格取得した女性のうち、資格喪失時に脱退手当金の受給要件を満たしていた申立人を除く23人に係る脱退手当金の支給状況を調査したところ、16人に対して脱退手当金が支給され、そのうち14人は、同社を退職後6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、脱退手当金の支給記録がある元同僚によると、同社を退職する際に脱退手当金に関する説明を受けた記憶があるとしている。

また、申立期間の脱退手当金は、B社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和39年2月18日に支給決定されているほか、申立人が同社の前に勤務していたA社に係る脱退手当金についても併せて支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、B社の退職後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、2年半の間、国民年金の加入手続を行っていないことが確認でき、申立期間の厚生年金保険と国民年金を通算しようとする意思がうかがえない上、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月21日から45年4月11日まで 私は、社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和42年1月21日から45年4月11日までの厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとの理由で削除されていることが分かった。

私は、退職時に会社から脱退手当金制度に関する説明を受けた記憶は無く、 脱退手当金を受け取れることなど全く知らなかった。身に覚えの無いこと なので、受け取ったという証明書を見せてもらわなければ納得できない。 調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所において、申立期間の脱退手当金の支給を裏付ける申立人に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、申立人の押印がある上、「B健康保険組合経由」の押印も確認できることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年8月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間 の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から11年12月31日まで

私は、A社において勤務していた期間、賞与は無かったが、入社当時から 給与の手取額は毎月30万円以上あったと記憶しており、社会保険庁の記録 において、すべての期間の標準報酬月額が20万円とされていることに納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職する際に公共職業安定所から発行された「雇用保険受給資格者証」を見ると、「離職時賃金日額」欄に1万2,971円と記載されていることから、申立人の同社退職時における給与支給月額が38万円程度であったことが確認できる上、申立人が所持する「平成8年分給与所得の源泉徴収票」を見ると、「支払金額」欄に413万円と記載されており、申立人は、賞与の支給は無かったとしていることから、退職の4年前となる平成8年の給与支給額においては、月額34万円程度が支給されていたことが確認できる。これらのことは、申立人の「申立期間における給与は、毎月30万円以上あった。」とする主張と一致する。

しかしながら、申立人が所持する「平成8年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄には、31万5,559円と記載されており、計算すると、事業主は、申立人の給与から雇用保険料については、34万円の給与支給月額に見合う金額を控除していたものの、厚生年金保険料については、社会保険庁の記録と同じ20万円の標準報酬月額に基づく金額を申立人の給与から控除していたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間当時に事業主から、「給与の額面どおりの厚生年金保険料であれば高額になり給与の手取額が減るので、保険料を安くするため

に社会保険事務所に対して実際の給与より低額で届出をしている。」旨の説明 を受けていたと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月3日から50年9月30日まで 昭和49年9月3日からA社の営業所で、営業の仕事をしていたにもかか わらず、同社における厚生年金保険被保険者期間が欠落している。勤務して いたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社は、「営業は委任契約であり、外交員報酬で社会保険は未加入であった。」と回答しており、当該事業所から当時の資料として提示があった申立人の「一人別源泉徴収簿(報酬料金)」を見ると、支払金額、社会保険料及び所得税の記載欄があり、申立期間に係る所得税の控除の実績はあるが、社会保険料の控除については確認できない。

また、雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人は、申立期間の前後に他事業所で雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間において同資格の取得は無く、A社では、委任契約販売員であった申立人の社会保険全般について資格取得をさせていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと記憶している元同僚(支店長1名、同僚3名)の厚生年金保険被保険者記録については、A社B支店に係る社会保険庁オンライン記録で確認することができない上、申立期間に同支店で厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員によると、「営業職は固定給ではなく、国民年金に加入することになっていた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。